

第 3 分 科 会 (No. 6)

1 日 時 令和 6 年 9 月 2 6 日 (木)
午前 1 0 時 0 0 分 開会
午後 0 時 0 6 分 閉会

2 場 所 第 2 委員会室

3 出席委員 (1 5 人)

主 査	出 口 成 信	副 主 査	泉 日出夫
委 員	田 仲 常 郎	委 員	井 上 秀 作
委 員	渡 辺 均	委 員	西 田 一
委 員	松 岡 裕 一 郎	委 員	富 士 川 厚 子
委 員	木 畑 広 宣	委 員	本 田 忠 弘
委 員	森 本 由 美	委 員	河 田 圭 一 郎
委 員	浜 口 恒 博	委 員	山 内 涼 成
委 員	三 原 朝 利	(委 員 長	藤 沢 加 代)

4 欠席委員 (2 人)

委 員	中 島 慎 一	委 員	松 尾 和 也
-----	---------	-----	---------

5 出席説明員

危 機 管 理 監	柏 井 宏 之	危 機 管 理 室 長	辰 本 道 彦
危 機 管 理 課 長	角 野 純 二	災 害 対 策 担 当 課 長	渡 邊 智 之
防 災 企 画 担 当 課 長	大 山 一 成	消 防 局 長	岸 本 孝 司
総 務 部 長	竹 光 郁	予 防 部 長	山 本 芳 昭
予 防 課 長	渡 邊 晴 久	指 導 課 長	三 原 千 恵 子
警 防 部 長	荒 卷 智 徳	消 防 団 課 長	砥 綿 靖 男
救 急 部 長	大 迫 勉	救 急 課 長	森 成 司
			外 関 係 職 員

6 事務局職員

委 員 係 長	伊 藤 大 志	議 事 係 長	佐 々 木 雄 一 郎
---------	---------	---------	-------------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	議案第89号 令和5年度北九州市一般会計決算についてのうち所管分	議案の審査を行った。

8 会議の経過

○主査（出口成信君） それでは、開会します。

本日は、危機管理室及び消防局の関係議案の審査を行います。

議案第89号のうち所管分を議題とします。

当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭にお願いします。なお、議案説明は着席のままです。

それでは、説明を求めます。危機管理監。

○危機管理監 委員の皆様には、日頃から危機管理行政に関しまして、御支援、御協力をいただきまして誠にありがとうございます。

危機管理室では、市民の生命、身体及び財産を守るため、減災の考えの下、本市の抱えている高齢化等の配慮要因を念頭に置きつつ、自然災害など様々な危機に迅速、的確に対応するため、本市の防災体制の充実、強化に努めてまいりました。また、市民が自ら命を守り抜くことができるよう、自助、共助につながる事業を進め、市民の防災意識及び地域防災力の向上に努めております。

今議会にお諮りしております議案は、令和5年度北九州市一般会計決算でございます。令和5年度決算概要等につきましては、引き続き危機管理室長が御説明いたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○主査（出口成信君） 消防局長。

○消防局長 おはようございます。委員の皆様におかれましては、日頃から消防行政に対しまして御理解と御支援をいただいておりますことに心から御礼申し上げます。

消防局では、令和4年の2度の旦過地区での火災を受けまして、火災予防対策の強化に取り組んでまいりました。この取組に関しまして、市民の皆様、そして、事業者の皆様の御協力もあり、令和5年の1年間での火災件数は197件と、市制発足以来の最少に抑えることができました。

しかしながら、木造市場、商店街に対する火災予防対策の強化に努める中、今年1月、鳥町食道街一帯での火災、また、4月には、魚町での火災も発生いたしました。市民や事業者の皆様の防火意識を高めるためには、火災予防啓発や防火指導などを繰り返して、粘り強く働きかけることが最も根本的な対策であると考えております。引き続き、火災予防対策の強化に取り組んでまいります。今後とも、市民の皆様の安全・安心を守るため、精いっぱい取り組んでま

まいりますので、引き続き御支援賜りますようお願い申し上げます。

本分科会では、令和5年度北九州市一般会計決算のうち、消防局所管分の御審議をお願いするものでございます。詳細につきましては、後ほど総務部長から説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○主査（出口成信君） 危機管理室長。

○危機管理室長 それでは、議案第89号、令和5年度北九州市一般会計決算についてのうち、危機管理室所管分について、お手元の資料により説明させていただきます。

恐れ入りますが、着席して説明させていただきます。

お手元資料の2ページを御覧ください。金額は万円単位で説明させていただきます。

まず、(1)危機管理室の決算額です。

歳入につきましては、18款国庫支出金、2項11目1節消防費補助金のうち所管分は、防災一般、みんなde Bousaiまちづくり推進事業等に対する国からの補助金で、収入済額302万円でございます。

次に、19款県支出金、2項8目1節消防費補助金のうち所管分は、防災一般に対する県からの補助金で、収入済額121万円でございます。

次に、20款財産収入、1項3目1節基金運用収入のうち所管分は、災害救助法に基づき創設いたしました災害救助基金の利子で、収入済額1万円でございます。

次に、24款諸収入、6項4目3節総務管理費雑入のうち所管分は、令和2年7月豪雨、令和5年梅雨前線豪雨の被災地支援のため、本市から派遣した職員の給与に伴う負担金収入があったもので、収入済額1,651万円でございます。29節消防費雑入のうち所管分は、同様に本市から被災地に派遣した職員の旅費及び時間外勤務手当に伴う負担金収入があったもので、収入済額231万円でございます。

以上、所管分の歳入額を合計いたしますと、予算現額2,034万円に対しまして、収入済額2,308万円でございます。

次に、歳出につきましては、3款保健福祉費、7項1目災害救助費のうち危機管理室所管事業の災害救助基金積立金は、災害救助基金の利子で、支出済額1万円、不用額は5万円でございます。

12款消防費のうち1項5目危機管理費は、防災施策関連の事業費と被災地復興支援に係る経費から成っており、支出済額1億6,906万円で、不用額は6,329万円でございます。

なお、令和5年梅雨前線豪雨に伴う災害見舞金、令和6年能登半島地震に伴う災害見舞金、被災地支援に係る経費1億452万円は予備費を充用いたしました。

以上、所管分の歳出額を合計いたしますと、予算現額2億3,241万円に対しまして、支出済額1億6,907万円で、不用額6,333万円、執行率72.8%でございます。

なお、予算現額に対する主な不用額は、被災地復興支援事業のうち、令和6年能登半島地震

への短期職員派遣における派遣者数の縮小による旅費の減少に加え、派遣職員の宿泊地が勤務先から遠方であったことから、健康面等を考慮し、時間外勤務を減らしたことによる時間外勤務手当等の減少、地域と連携した避難所開設・運営事業において、想定より避難所開設日数が少なかったことによる委託料等の減少などによるものでございます。

3 ページを御覧ください。

(2)主要施策と主な事業を参考として添付しております。こちらの資料では、危機管理室の各施策の主な事業内容及び決算額を記載しています。そのうち幾つかを抜粋して御説明いたします。

①防災対策強化経費のうち、個別避難計画作成促進事業405万円では、災害時における避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るため、避難行動要支援者の状況等を把握している福祉専門職と連携し、避難支援等を実施するための個別避難計画の作成を促進する事業を実施いたしました。

次に、地域と連携した避難所開設運営事業761万円では、大雨や台風などによって災害が発生するおそれが高まり、予定避難所を開設する際に、避難所の開設と運営を地域と連携して行う事業を実施いたしました。

②防災訓練経費のうち防災訓練958万円では、防災訓練と防災啓発の要素を取り入れ、ファミリー層を中心に、子供から高齢者まで幅広い年齢層を対象とした北九州市防災フェスタ2023を開催いたしました。また、区の地域特性に応じた防災訓練を実施し、地域住民の防災意識の高揚と区における防災体制の充実を図りました。

4 ページを御覧ください。

④被災地復興支援経費のうち、被災地復興支援事業6,652万円では、令和2年7月豪雨、令和5年梅雨前線豪雨の被災地への中長期職員派遣、令和6年1月の能登半島地震の被災地への短期職員派遣など、被災地のニーズに即した支援活動を実施いたしました。

その他の事業につきましては資料を御覧ください。

これで、議案第89号、令和5年度北九州市一般会計決算のうち危機管理室所管分についての説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○主査（出口成信君） 総務部長。

○総務部長 それでは、着座のまま失礼いたします。

議案第89号、令和5年度北九州市一般会計決算についてのうち、消防局の所管分をタブレットの決算特別委員会資料により御説明いたします。なお、金額は万円単位とさせていただきます。

まず、(1)歳入決算額です。

消防局所管分の歳入決算額について御説明いたします。金額は、表の右から2列目の収入済額の欄を御覧ください。

17款1項11目消防使用料の収入済額は144万円で、これは消防庁舎敷地等の目的外使用料などでございます。

同じく2項9目消防手数料の収入済額は3,610万円で、これは危険物施設の設置許可等の申請に対する審査手数料などでございます。

18款1項3目消防費負担金（国）の収入済額は0円で、これは緊急消防援助隊の活動に対する国からの負担金を予定しておりましたが、令和5年度は活動がなかったことによるものでございます。

同じく2項11目消防費補助金（国）の収入済額は1億3,191万円で、これは救急活動業務などに対します新型コロナウイルス感染症対応に係る国からの交付金でございます。

同じく3項6目消防費委託金（国）の収入済額は298万円で、これはPCB廃棄物処理施設の安全対策に対する国からの委託金でございます。

19款2項8目消防費補助金（県）の収入済額は1億3,581万円で、これは石油貯蔵施設の立地対策、また、ヘリコプターの広域応援体制の維持等に対する県からの交付金でございます。なお、これらの補助金は、救急車4台の購入経費の一部や、ヘリコプターの点検整備費に充当しております。

20款1項1目1節土地貸付収入の収入済額は105万円、その下、2節建物貸付収入の収入済額は547万円でございます。これらは、民間事業者の自動販売機設置による土地と建物の貸付収入でございます。

24款6項4目消防費雑入の収入済額は8,724万円で、これは消防団員等公務災害補償等共済基金からの公務災害補償や退職報償金に係る給付金のほか、福岡県消防学校への職員派遣に対する県からの支弁金などでございます。

25款1項10目消防債の収入済額は10億6,940万円で、これは消防車両の更新、消防施設の長寿命化等に充てる市債でございます。

以上、消防局所管分の歳入合計額は、予算現額の合計17億8,096万円に対して、調定額の合計は14億7,143万円です。収入済額の合計は調定額と同額の14億7,143万円で、収入未済額は0円です。

続いて、(2)歳出決算額です。

12款1項消防費のうち、消防局所管分の歳出決算額について御説明します。金額は、表の右から3列目、支出済額と一番右の不用額の欄を御覧ください。

まず、1目消防職員費の支出済額は93億4,220万円で、これは消防職員や会計年度任用職員の給料等の経費でございます。不用額は1億3,069万円で、退職手当等が見込みを下回ったことなどによるものです。

次に、2目常備消防費の支出済額は8億2,203万円で、これは火災や救急救助活動及びこれに備えた訓練等の活動のほか、119番通報を受信する消防通信指令システムや、独り暮らし高齢者

世帯等の緊急事態への即応・相談機能を有するあんしん通報システム等運用の経費、庁舎の維持管理などに要した経費でございます。不用額は4,700万円で、令和5年度は緊急消防援助隊の活動がなかったこと、また、経費の節減等に努めたことによるものでございます。

次に、3目非常備消防費の支出済額は3億5,753万円で、これは消防団員の活動服等、装備品の充実、強化や、火災のために出動した際の旅費など、消防団による消防防災活動等に要した経費でございます。不用額は4,990万円で、消防団員の退職報償金が見込みを下回ったことによるものです。

次に、4目消防施設費の支出済額は18億3,695万円で、これは消防施設に係る工事、消防車両、救急車の更新、消防団施設の整備などに要した経費でございます。不用額は5,520万円で、車両の更新、消防施設に係る工事における入札残などによるものです。

なお、表の右から2列目、翌年度繰越額でございますが、消防施設の整備を行う消防施設の長寿命化事業、老朽化対応分において、1億1,640万円を翌年度に繰り越しております。

以上、消防局所管分の歳出合計額は、予算現額の合計127億5,795万円に対して、支出済額の合計が123億5,873万円、翌年度への繰越しが1億1,640万円でございますので、不用額は2億8,281万円です。なお、執行率は96.9%でございます。

また、消防局の主な事業の進捗について、3ページと4ページに消防局の主要事業の概要を参考として添付しております。こちらの資料では、事業ごとの概要と支出済額を記載しておりますので、御覧ください。

以上で消防局所管分に係る令和5年度北九州市一般会計決算の説明を終わります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○主査（出口成信君） これより質疑に入ります。質疑は会派ごとに持ち時間の範囲内で議題に関する事項とし、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質疑はありませんか。富士川委員。

○委員（富士川厚子君） 私からは、消防局に1点お伺いします。

今回、且過地区の火災を受けて、防火指導員によるきめ細かな防火指導と消火訓練を実施したということでもあります。いろいろ訓練をしても、やはり火が出てしまうことはあるわけで、でも、先ほどの局長の話では過去最少の火災件数だったということは、市民の皆さんや、また、飲食店の皆さんの意識がこうやって積み重ねていることで変わってきているのではないかなと私も感じます。

先日の台風の後、消防局の方にも聞いたんですけど、且過でまた火災通報みたいなのが夜中に3回メールが入っていて、住所を見たらちょうど且過のところで、また火事が起こったのかなと私も本当に不安になりました。聞いてみたら、警報器か何かの誤作動ということだったんですけど、どういう理由でそういう誤作動が夜中の数時間の間に3回も起こるのか。通報シ

システムによる通知をもらっている方は、住所を検索されて不安に思った方もいらっしゃるんじゃないかなと思うんですけど、理由が分かったら教えてください。

○主査（出口成信君） 指導課長。

○指導課長 感知器の誤作動の件についてお答えいたします。

この前ありましたのは台風10号でございまして、暴風雨ということで風も雨も強かった状況でございました。これは感知器が天井に取り付けられておりまして、雨水が入ったことで誤作動を起こしたと考えられております。これまでも台風が起きたときですとか、梅雨時期で長雨が続きるとき等につきましても、自動火災報知器が誤作動を起こしているということは何度もございます。仕組みとしましては、感知器の中に電線が入っておりまして、それが空気の熱で膨張して膨らんだときに、接点でつながるんですけども、それを感知してベルが鳴るという仕組みになっておりまして、これが中に水が入ったときも同様のことが生じることがあると聞いております。それで、感知器の中が乾くまでは何度も作動してしまったという状況でございます。

○主査（出口成信君） 富士川委員。

○委員（富士川厚子君） 分かりました。水というか、雨でも鳴るという認識なんですね。

お伺いしたら、その且過についているのは直接消防局の119につながるということだったんですけども、それは市内でどういうところにそういう自動火災報知設備っていうのはついてるのか。あと民間のおうちにはつけられないのか、分かったら教えてください。

○主査（出口成信君） 指導課長。

○指導課長 119番通報といいますのは、自動火災報知設備が鳴りますと、それを自動で受信する受信機がございまして、それが直接指令センター、指令課につながるような仕組みになっております。こちらが設置されていますのは、火災が発生したときに被害が大きくなるような木造の市場、商店街に限って、消防局の予算で設置しているものでございます。

○主査（出口成信君） 富士川委員。

○委員（富士川厚子君） 分かりました。今、この前の鳥町食道街と魚町のところも更地になっていて、更地になったらこんなに焼けたんだっていうのを改めて思いますし、あそこは飲食街であるから、観光客の方も結構あそこを通られて、何なんだろうかっていう部分で思われる方もいらっしゃると思います。私も東京とか、ほかのところにいる友人から、何でそんなに火事が多いのって聞かれて、理由は火元があるからしょうがない部分もあるんですけども、火事の町になってしまうのが、別にそれは消防局の方のせいではないと思いますし、それは市民の意識、飲食店の意識を高めていくことしかないのかなと思います。でも、小倉の町なかで2年以内ぐらいで4か所、あんなに大きな火事がある町って多分全国でもないのかなとも思います。OBの方が日中回られて警備されるのは、それはそれで直接お店の方に指導されるっていうのはいいと思うんですけど、夜中とか、人の目が少ないときの火事っていうのは、初動とい

うのが一番火事は大事だって言われる中で、民間の警備会社とかに、まずは小倉から巡回をしていただいて、2人ぐらい雇って、お店の人の意識も高めてもらう。市民の意識も高めてもらうためにも、そういう巡回してもらって、ついでに客引きとかの防止にもつなげていけるようにしたらいいのかなとかと思ひまして、質問させていただきました。火事がまたって思わないようになっていかないといけないし、あまり続くと、今度は慣れてしまって、最初は怖かったっていうのからまたかっていう気持ちにならないような呼びかけ等もしていただけたらと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○主査（出口成信君） 指導課長。

○指導課長 すみません、先ほど119番通報システムは一般住宅に設置されているのかということにお答えできておりませんでした。119番通報システムは、一般家庭にはつけておりません。一般家庭には住宅用の火災警報器をつけるようになっております。以上でございます。

○主査（出口成信君） 富士川委員。

○委員（富士川厚子君） 一般家庭の火災報知器ってどのぐらいつけられているとかっていうのは把握はできているんですかね。

○主査（出口成信君） 予防課長。

○予防課長 住宅用火災警報器の設置率につきましては、令和6年6月1日現在で、北九州市につきましては設置率88%となっております。全国が85%ということで、3ポイントほど高い状態となっております。以上でございます。

○主査（出口成信君） 富士川委員。

○委員（富士川厚子君） 分かりました、ありがとうございます。以上です。

○主査（出口成信君） ほかに。松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君） 危機管理室と消防局にそれぞれ聞きたいと思います。

まず、危機管理室の皆さん、本当にありがとうございます。せんだって出前講演をうちの地域のところでしていただいて、ありがとうございます、まずお礼を。

令和5年度能登半島における地震への対応と今の状況、あと今回も大雨で、能登半島でお亡くなりになったり、本当にお悔やみとお見舞い申し上げる次第ではありますが、危機管理室として、今回の大雨の対応がありましたら教えてください。

また、令和5年度の南海トラフの対応として、地域等で訓練している防災訓練の実態がありましたら教えてください。

また、今年の8月8日、南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意というのが発出されて、1週間程度で終わったんですけども、こういった備えに対する本市の考え方がありましたら教えてください。

あと、消防局について、令和5年度、初歩的なミス、例えば鍋の火のつけっ放しによる出火と思われる件数、また、漏電による出火件数が分かれば教えてください。

また、漏電の対策等も、できれば補助金で漏電ブレーカーとかの設置とか、そういったところができればなど思っているんですけども、法的義務のあるなし、また、それは補助制度はないという状況ではあるかと思いますが、考えがあれば教えてください。以上です。

○主査（出口成信君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 能登半島地震を受けての本市の災害対策についてというお話ですが、能登半島地震につきましても、ただいま起こっている豪雨災害につきましても、まだ国から詳細な情報や見解が出ておりませんので、まず、現状における本市の災害対応について御説明したいと思います。

まず、地震につきましても、基本的には震度1から情報収集体制を取りまして、被害状況等の把握に努めております。今年度から防災Xを通じまして、震度1から市民に対して情報発信するように努めております。また、仮に震度4以上であれば、市として防災体制を取って、災害対応するという形を取っております。

大雨につきましても、かねてから気象情報について気象台と非常に密な連携を取っております。市民に対しましてはなるべく迅速に情報発信を行い、日頃から対応できるようにやっております。

○主査（出口成信君） 防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 各区で行っています防災訓練について少し御説明をさせていただきたいと思います。

区の防災訓練は、秋口のちょうど台風シーズンを過ぎたぐらいから集中的に行いまして、昨年も10月から、ちょっと遅いので1月ぐらいまでにかけてやっております。7区全部で1,837人の方に御参加いただいております。

実施内容についてですけれども、区でそれぞれいろいろな災害の想定シミュレーションをして、例えば地震で津波が来るとか、それから、風水害の場合とか、区でいろいろ試行錯誤しながら訓練を実施しているところでございます。

また、その他、各地域、小学校単位でやられるところもあります。全てのことを把握はしていないですけども、区で自主的に訓練をされているところもあると伺っております。以上です。

○主査（出口成信君） 危機管理課長。

○危機管理課長 能登の地震の関係で、危機管理室から職員派遣を行っておりますので、説明させていただきます。

全庁的に職員派遣を行ってしまして、危機管理室といたしましては、指定都市事務局から要請がありまして、輪島市に対しまして、家屋被害認定調査の職員を1月19日から3月31日まで約230名を派遣しております。この派遣された職員に対しましては、これまで2回、3月と7月に意見交換会を実施しております。その中で出た意見につきましては、今後の北九州市の防災力の向上に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○主査（出口成信君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 本年8月8日の南海トラフ地震の臨時情報に伴う本市の対応について説明漏れがありましたので、説明させていただきます。

8月8日16時43分に、日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生しました。これに伴いまして、17時00分、臨時情報調査中が発表され、19時15分に、南海トラフ臨時情報、巨大地震注意が発表されたところでございます。

これを受けまして本市としましては、市の地域防災計画に基づき、まず、情報収集体制を取りました。その上で、市のホームページ、防災ホームページの防災情報北九州、また、市の防災Xなどで市民の皆様にご注意喚起を行ったところでございます。

また、避難所運営のために従業する職員ですとか、あとは備蓄物資の確認などを行いまして、大規模地震発生に備えたところでございます。以上でございます。

○主査（出口成信君） 危機管理課長。

○危機管理課長 補足ですけれども、今回の能登半島の大雨の対応でございますけれども、現在、全国知事会ですとか、指定都市市長会が現場に入っております。今後、指定都市市長会などからの職員の派遣の要請があれば、速やかに対応できるように準備を進めているところでございます。以上です。

○主査（出口成信君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 南海トラフ関連の地震の訓練ということでございます。

昨年度につきましては、南海トラフ地震につきましては訓練は行っておりませんが、小倉東断層などをテーマにした地震の訓練などは行ってございまして、今年11月11日、市の総合防災訓練としまして、これも小倉東断層を軸にした防災訓練を行う予定にしております。以上でございます。

○主査（出口成信君） 予防課長。

○予防課長 コンロ火災と漏電火災につきましてお答えいたします。

令和5年の火災件数197件のうち、コンロからの火災につきましては16件発生しております。また、漏電火災につきましては1件発生しております。漏電火災につきましては、過去10年で11件となっており、年間1件程度発生している状況でございます。

漏電火災の対策でございますが、漏電火災の原因である電気配線につきましては、古いと劣化して火災の危険性が高くなります。また、前兆に気づきにくいという特徴もございます。改めて建物関係者、所有者に対しまして、防火指導の際に、点検、もしくは取替えの必要性について、火災事例等を交えながら啓発をしているところでございます。

また、漏電遮断機、ブレーカーの補助につきましては、一般家庭は既にもう義務となっておりますので、新築の建物については100%ついている状況でございます。既存の住宅につきましても、調べによりますと70%程度はついているという状況になっておりますので、補助という

形では、現在のところ、考えておりません。以上でございます。

○主査（出口成信君） 松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君） ありがとうございます。危機管理室におかれましては本当に分かりやすく、能登半島、また、南海トラフ等対応していただきまして、ありがとうございます。

市民に対して分かりやすい情報発信ということがありましたが、これは情報発信のインターネット上での発出と、あとdボタン、そういったところを活用してだと思んですけど、そういう市民に分かりやすい情報発信としてどういうことをされてきたのか、また、今後していくのかというのを教えてください。

○主査（出口成信君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 災害時における危機管理室における情報発信でございます。

基本的にはあらゆる手段を通じて行っております。テレビ、ラジオ、市のホームページ、防災情報北九州、あるいは緊急速報メール、ヤフーの防災情報、あるいは要配慮者向け、施設向けのファクスですとか、あとは防災X、これと連動して市のLINE、これは消防局の所管になりますが、もらって安心災害情報配信サービス、あとはKBCテレビの広報、ボタンを押すインターネットの分ですとか、あとは防災行政無線も市内55か所に設置しております。そのような形で、あらゆる手段を使って情報伝達を行っております。以上でございます。

○主査（出口成信君） 松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君） ありがとうございます。様々な分かりやすい情報発信をこれからもしていただきたいと思えます。

また、南海トラフが起こったときに、発生源にもよるんですけど、小倉南区に到達するのに196分、3時間、また、近い場所では2時間とも言われています。この短い間にいかに情報発信をしていくかというのが大事かと思えますし、初めて臨時情報とか巨大地震注意とかが発出されたので、今関心が高まっている状況でもあり、今後、こういったところがもし起こった場合の対応、市民に分かりやすいお知らせみたいな、そういったものが考えられないですか。もし災害が起こったとき、市政だよりとかあらゆる手段を使ってとかにはなると思んですけど、そういった南海トラフ地震などに対応する情報発信とか、その見方みたいなものが分かりやすく市民に周知できればなと思っているんですけど、お考えがあれば教えてください。

○主査（出口成信君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 委員がおっしゃったとおり、南海トラフが発生した場合、北九州市への津波の到達時間はおおよそ3時間と言われております。その3時間の間にいかに影響のある市民を逃がすか、そこは非常にテーマだと考えております。今考えられるのは、まず、防災行政無線、これをもちましては広く周知する、また、場合によっては市の広報車、あるいは消防局にも依頼をお願いしまして、消防車などで地域住民への広報、避難するように投げかけると。今のところはそのような形で、もちろん先ほど申したあらゆるSNSですとか、ホームページは

使うんですけれども、それ以上に手がでないか、今後、検討していきたいと考えております。以上でございます。

○主査（出口成信君） 松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君） ありがとうございます。本当にお聞きして安心しました。あらゆる情報手段を用いてお知らせしていくということで、引き続き分かりやすい市政だより等々、また、いろいろ各地でも訓練を行うということでしたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、消防局におかれましては、昨年度197件という、もう過去一火災の発生が抑えられている、指導のたまものだと思ひております。引き続き火災の抑制について指導していただきたいと思ひます。以上です。

○主査（出口成信君） ほかにありませんか。山内委員。

○委員（山内涼成君） 私からは、危機管理室に3点伺ひます。

まず、地域防災計画、この基本的な考え方として、防災施設の整備、施設の耐震化など、科学的根拠に基づいて想定した災害の規模に対処するハード対策については、一定の効果を發揮してきたと。しかし、こうした対策だけでは想定を超える災害に対して完全に被害を防ぐことはできない。そこで、被害を小さくするための減災対策を推進するとともに、デジタル技術などを活用し、効果的、効率的なものとなるよう取り組むとありますけれども、具体的なデジタル技術の活用方法について教えてください。

2点目は、要配慮者利用施設の避難の在り方について、令和3年に水防法、そして、土砂災害防止法が改正されて、要配慮者利用施設の避難の実効性確保のために避難訓練の報告が義務づけられるとともに、避難確保計画や避難訓練に対して市町村長が助言、そして、勧告ができる制度が創設をされました。この法改正に該当する本市の施設は何施設あるのでしょうか、教えてください。

それから、3点目、火災の被害に巻き込まれた市民の救済について伺ひします。

現行は火災で亡くなった方は10万円、延焼で巻き込まれた方には3万円の見舞金が給付をされております。その他、瓦れきの持込みについての減免がありますけれども、相次いだ市場火災のときも問題となったのが瓦れきの撤去費用です。何の落ち度もなく、延焼によって被害を受けた市民に対して、瓦れきの撤去費用、これをせめて半額でも支援していただけないでしょうか、見解を伺ひます。以上です。

○主査（出口成信君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 本市の防災に関するデジタル技術に関してでございます。

本市としては、令和4年度から総合防災情報システムを導入してございまして、これにより、まず、全ての職員がリアルタイムで、今どこで何が起きているのか、災害がどこで起きているのか、また、それを通報した人のスマホによる画像なども載せることができます。それにより情報共有が速やかに行えると、それによって判断の迅速化も図れるようになっております。

それと、要配慮者施設につきまして、現在、対象施設としましては全部で1,965施設ございます。以上でございます。

○主査（出口成信君）危機管理課長。

○危機管理課長 災害救助法の対象になった場合につきましては、火災ですとか瓦れきの撤去、障害物の除去という項目がございまして、これは場合によりますけども、1世帯14万円以内で公費として負担できるとなっております。以上です。

○主査（出口成信君）山内委員。

○委員（山内涼成君）今の1世帯14万円以内に瓦れきの撤去費用が補助できるってことですか。

○主査（出口成信君）危機管理課長。

○危機管理課長 すいません、確認をして、お答えさせていただきます。

○主査（出口成信君）山内委員。

○委員（山内涼成君）たしか私が言った見舞金と、それと消防局からの証明をもらって、それを焼却に持っていったときの減免制度しかないはずなんですよ。これに瓦れきの撤去費用がかなりかかるということで、落ち度なく延焼によって被災された方に対しての救済を求めるものですから、調べておいてください。

それから、地域防災計画、この基本的な考え方として、今防災施設の整備、それから、施設の耐震化なんですね。これいわゆるハード対策については、科学的根拠に基づいてその想定をしたハード対策を行っているということなんですけれども、この科学的根拠っていうのは何を指すのでしょうか。

○主査（出口成信君）防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 計画の基本的な考えのところになるんですけれども、科学的なものについては、施設については各局で施設の管理、それから、改修等をやっていますけども、基本的には、北九州市においては、福岡県が平成24年に出了ました地震のアセスメントの情報がありますので、多分そちらに基づいて基本的にはやられているかと思っております。以上です。

○主査（出口成信君）山内委員。

○委員（山内涼成君）昨日も少し議論したんですけれども、科学的根拠っていうのに基づいてやってきたんですけども、基本的な考え方の中に、想定外のことが今起きているんだっていうことが書かれているんですよ。それで、その想定が科学的根拠じゃないんじゃないんかと思っっているんです。昨日も議論した中で、その科学的根拠というのは100年に一度とか、1,000年に一度とか、そういう抽象的なものでしかないんだと思うんです。特にハード面の整備については、そういう抽象的な表現でハード整備が行われているような気がします。危機管理室としては、今後、この科学的根拠というものをどういうふうに整理をしてハード面対策に取り組んでいくのか、教えてください。

○主査（出口成信君）防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 先ほども申しましたけれども、福岡県の地震に関するアセスメントが出ています。今、県で見直しをされているかどうかという段階だと思うんですけれども、やはり北九州市で起こる最大規模の地震が科学的な根拠になろうかと思っておりますので、危機管理室はそれを基準にして配備、それから、体制というものを考えていきたいと考えております。以上です。

○主査（出口成信君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 県がアセスメントを出すと。その基本的な科学的根拠の定義とは何ですか。

○主査（出口成信君） 防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 県でやられている調査なので、詳細は、すいません、こちらでは把握はしておりませんが、専門家の意見、地形、過去からの地震の歴史というか、経緯を踏まえた上で、また起こり得る最大限の地震を想定しているかと思っておりますので、そちらの専門家の意見を踏まえて、この計画ができていますと考えております。

○主査（出口成信君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） そういう科学的根拠に基づいたものをハード対策にしていると。しかし、東日本大震災とかを受けて、もうこれは想定を超える災害に対して完全に被害を防ぐことはできないということを断言していますよね。そこで、減災対策に推進をするということがうたわれておるわけですよね。これは、やはり科学的根拠とは何かというのを危機管理室としてはきちんと受け止めていく必要があると思っておりますので、ぜひ研究をよろしくお願いします。

それから、要配慮者利用施設の避難の在り方でありましてけれども、1,165施設ということだったんですかね。

○主査（出口成信君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 1,965施設です。

○主査（出口成信君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 1,965施設ですね。避難確保計画の作成はこれ全て完了しているのでしょうか。

○主査（出口成信君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 避難確保計画1,965施設のうち、現在、作成済みは1,484施設であり、75.4%の作成率でございます。以上です。

○主査（出口成信君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） この計画は、要配慮者、いわゆる利用者が水害、土砂災害によって被害を受けることがないように、施設の職員、利用者を災害から守ることを目的にして作成されるものだという事ですが、緊急時の職員配置、参集体制の確保などがうたわれておりますよね。それは、昼間だけではなくて、施設職員の少ない夜間についても同様となっております

が、実際の対応として可能なのか疑問です。実際にこの計画を作成する上で、施設側はどのような工夫をされているのでしょうか。

○主査（出口成信君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 基本的には、各施設の責任において作成しているものと思われま。以上でございます。

○主査（出口成信君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） これ何とというか、義務があるからつくらないかということで作るものではないと思うんですよね、人の命に関わることです。そういう意味では、義務化された以上、75.4%でいいのかというところ、残りの施設についてのしっかりとした検証が必要だと思いますけど、いかがでしょうか。

○主査（出口成信君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 委員がおっしゃるとおり、これを100%に向けて、施設に対してしっかりした指導等を行っていきたいと思います。以上でございます。

○主査（出口成信君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 義務づけという法改正がされたのが令和3年です。既にもう2年が経過しています。義務であるこの計画の作成が100%ではないということになれば、なぜできないのかというところを把握されていますか。

○主査（出口成信君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 できない理由までは把握しておりません。以上です。

○主査（出口成信君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） そうすると、施設からの意見、要望、問題点等は寄せられていますか。

○主査（出口成信君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 具体的に施設からの意見等は伺っておりません、ただ、今年3月に、未作成施設を対象に講習会を実施しております。また、今年8月には、県が主催する自治体担当者向けの確保計画作成に係る説明会にも参加して、今後、どのように対応していくかについて勉強しているところでございます。以上でございます。

○主査（出口成信君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） そしたら、計画の作成上で、緊急時の職員配置、参集態勢が取れないということが明らかな場合、今から詰めていく中で確認をしていただきたいんですけども、国や市からの人件費の助成等々はあるのでしょうか。

○主査（出口成信君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 現在のところ、ありません。

○主査（出口成信君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） この計画だけが走って行って、実効性のあるものにしないと意味がない

んですよね。だから、実効性のある計画というならば、関係機関に働きかけるべきではないですか。

○主査（出口成信君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 働きかけについては必要であると感じております。以上です。

○主査（出口成信君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 感じているから働きかけるんですか。

○主査（出口成信君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 これまでも、消防局と連携して、予防査察等の機会を通じて未作成の対象施設に対して、啓発チラシを配布するなどの対応はしております。今後もやっていきたいと思っております。以上でございます。

○主査（出口成信君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） この辺が一番ネックだろうと思うんです。職員の覚悟というのは、実際にもう今1人で職員が夜は勤務しているという状況もあるわけで、その中で、災害が起きて、数時間で駆けつけるような体制をつくっていくというのは、ほとんど不可能に近いだろうと思うんですよね。そうなると、これ実効性のあるものにするならば、こういう危機管理体制における人員配置というものが必要になってくるんだと思いますので、これは強く関係機関に働きかけていただきたいなと思います。

それから、避難確保計画、避難訓練に対する市町村長の助言、それから、勧告も制度化されていますけれども、これまでにそうした事例があったのかどうか、教えてください。

○主査（出口成信君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 これまでにおいて勧告等は行っておりません。

○主査（出口成信君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） この計画作成の施設も100%ではない、そこに助言や勧告もされていない状況をどう考えていますか。

○主査（出口成信君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 要配慮者施設につきましては、そのような計画、また、訓練等は必要であると考えておりますので、今後も各施設の実施に向けて働きかけを行いたいと思います。

○主査（出口成信君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） ぜひ実効性のある計画に向けて努力をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、8月に、ウチヤマホールディングス、第一交通産業、東京海上日動火災保険と協定を結んでおります。自力避難の困難な人の移動手段を官民で確保することが目的の一つとなっていますけれども、そのほかにどのようなことをこの協定の中において想定がされるのか、教えてください。

○主査（出口成信君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 今回の協定締結によって、まず、委員おっしゃったとおり、これまで避難することができなかった方に対して、効果的な避難方法を提供することができております。それとは別に、避難行動要支援者と申しますけれども、一人一人の具体的な避難計画である個別避難計画、これが、これらの方々は避難する足がなかったためにつくれなかったんですね。そのための避難計画が作成できることで、より安全に、今後、災害があった場合に対応できるかなと思っております。以上でございます。

○主査（出口成信君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 自力避難が困難な方というのは、移動手段だけではないと思うんですね。その他のサポートをこの協定で何を期待しますかということをお聞きしたい。

○主査（出口成信君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 この事業を推進することによって、多くメディアにも取り上げられました。これによって、市民自体が、このように避難したくても避難できない人がいるという事実を周知できたことも大きな成果かなと思っております。以上でございます。

○主査（出口成信君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 私は実際のそういう避難の状況になったときに、どういった協力体制が得られるのかということについて伺いたいんです。

○主査（出口成信君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 避難の状況、避難の方法についてなんですけれども、避難行動要支援者の体の状況によって2つのパターンがございます。1つは、自力でタクシーに乗降でき、避難生活に介護が不要な支援者に関しては、第一交通のタクシーによって、親族先、あるいは予定避難所へ避難することができます。もう一つは、送迎や避難生活に介護が必要なより程度の重い方、これらの方につきましては、ウチヤマホールディングスの福祉車両、これを利用して、このウチヤマホールディングスが開設する福祉避難所に避難していただくという、そういうスキームになっております。以上でございます。

○主査（出口成信君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） こうした災害に対応していただく、協力をしていただくということについては大変敬意を示したいと思っておりますけれども、ただ、やはりこれ実効性のあるものにしようと思えば、本当に迅速な対応が迫られるわけですよね。第一交通産業もかなりUDタクシーとかも普及している状況で、非常に有効な措置ではあると思うんですけども、先ほど言ったように、能登の水害を見てもそうですけれども、あっという間に被害が広がっていく傾向というのが最近の豪雨災害とかでは見られますよね。こうした状況の中で、災害が迫った危険な地域に、私は民間の市民の動員を得ることというのは少し疑問が残ります。

そこで、まずはやっぱり市営バスの職員だとか、そういうところに目を向けるべきじゃない

かなと思うんですけども、そこはどう考えられているんですか。

○主査（出口成信君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 今回の避難行動要支援者の避難支援に係る事業につきましては、レベル3、高齢者等避難の段階での対応を考えております。ですので、避難指示レベル4になった場合、危険な状態ですね、その場合は対応しないことになっております。以上でございます。

○主査（出口成信君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） レベル3からレベル4までに行く時間というのが非常に短くなっていることを実感すべきだと思うんですよね。これは、能登の水害でもはっきりしていることですよね。だから、川がいつ水すればもうあっという間に災害が及ぶ、レベル3だから民間の事業者の方に協力していただいて、移動を手助けしていただくというそのさなかに、災害が及ぶ可能性だってあるわけですよ。こういったことに関して、まずは市の職員である市営バスのプロの運転手、これに働きかけるといことも私は必要だろうと思うんですけども、どうでしょう。

○主査（出口成信君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 現在、これまで避難する足のなかった方、逃げたくても逃げられなかった方に対して、まず逃げるためファーストステップの道筋をつくっているさなかでございます。今回、この事業が始まったばかりで、今後、現在のモデル調査、この結果を踏まえて、全市展開するときなどには、あらゆる交通事業者様を対象に検討していきたいと考えております。その中に市営バスの方も入ろうかと思えます。以上でございます。

○主査（出口成信君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 私は、市民の命を守るという大事な役割を果たすということについては、公が担うべきだと考えています。そこは、まず、市営バスをどう使っていくかということについても計画をつくっていただきたいと思えますし、今レベル3で避難所に行かれることが非常に減っていますよね。そういうところを考えると、やはり避難所に行くまでの足がないということは非常に危機迫るものがあるだろうと思えますので、例えば避難所に行くまでの大量移動手段としてバスを使うだとか、そういうことも必要になってくると思えます。ですから、そういうこともしっかり計画の中に織り込んでいただけますように、最後をお願いをして終わります。以上です。

○主査（出口成信君） それでは、ここで副主査と交代します。

（主査と副主査が交代）

○副主査（泉日出夫君） 出口委員。

○委員（出口成信君） まず、消防団のいきいき安心訪問について、私はポンプ操法大会で消防団の方とお話をするんですけど、コロナ後にこのいきいき安心訪問で訪問が困難になったというところで、その後、警察官と一緒に訪問をしたときに、非常にスムーズにできたと、ぜひまた警察官の皆さんと訪問ができたということを要望されたんですね。そこで、どういう見解

があるのか、伺います。

また、消防団の駐車場の問題です。

具体的で申し訳ないんですけど、小倉北の第6分団、緑ヶ丘一丁目の第6分団は駐車場がないんですけども、この駐車場のことに関してどのような検討がされているのか、教えてください。

それと、今ずっと豪雨問題を言われていますけれども、能登豪雨でまた家屋が流される、そこに取り残されている、土砂で家屋が埋まって、そこでお亡くなりになったと、またかという問題なんですね。なぜこれ避難ができなかったのか、そこに対しての见解を伺います。

最後に、消防局に伺います。

令和5年8月23日、環境水道委員会で審査されました、陳情150号の城野ゼロ・カーボン先進街区における集合建築物の火災予防条例違反施工の解明についてです。城野ゼロ・カーボン先進街区に建設された集合住宅、シティガーデンBONJONOの事業者、東宝ホーム株式会社の住戸において、ちゅう房設備の排気ダクトの施工不良、不備、ダクトの被覆の欠損とちゅう房設備の排気ダクトの形状の不適合、ジョイント部分のフレキシブルダクトの使用といった、北九州市火災予防条例に違反した施工が確認され、明らかになりました。

私は、そのときに同委員会で、他に東宝ホームの物件でそのような違反が行われていないかと調査の必要性を問いました。その際、指導課長は、今実際に東宝ホームが事業者となり、確認申請を出している物件があるかどうか分かりませんが、もしあればそのようにしたいと思いと答えています。その後、調査は行われていますか、伺います。以上です。

○副主査（泉日出夫君） 消防団課長。

○消防団課長 まず、1点目、いきいき安心訪問の警察官との訪問ですけども、昨年度、小倉北消防団で、警察官と同行して訪問するといったことを行っております。今年度も、小倉北消防団からはぜひ今年もやりたいというようにお話を聞いておりました。そういったところはあと門司消防団、八幡西消防団にあって、各消防団と地元の警察署との会議によって、実施する、しないを決めているところであります。八幡西消防団については、八幡西警察署から、こういった訪問があるのであれば協議をしましょうといった話も上がっているところであります。

もう一点、駐車場の件につきましてお答えします。

個別の小倉北6分団についての情報としては私は持っておりませんが、今年の8月に駐車場で苦慮しているような施設はありますかという調査をしたところ、65分団中2分団、3%の分団から苦慮しているというような情報を今いただいているところです。近隣の店舗や公民館、隣接する保育所など、地域の協力を得て駐車場を確保している状況でありまして、さらに、今後も消防団の意見を聞きながら、駐車場に苦慮しないような整備をしてみたいと考えております。以上です。

○副主査（泉日出夫君） 防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 能登で起きています大水害のことで、なぜ多くの方がお亡くなりになってしまって避難できなかったかということについて、能登のことですので、これが起きたときに危機管理室としても、避難の状況をまずインターネットで調べました。どういう体制で避難に向かって誰が運営するのかというのを調べたんですけど、すみません、ここは調べてもインターネット上の情報はなかったもので、また輪島のほうとかが落ち着いたら伺ってみたいと思います。

それで、今回の雨ですけれども、過去のデータを見てみたら、大体80ミリ弱が1時間の最大雨量だったようです。今回降った雨が約130ミリと言われてはいますが、倍近い雨が1時間に降り続いたということで、インフラの整備もあるでしょうけれども、そういった過去に体験したことのない雨が今回降ったんだろうと思われまます。避難への呼びかけというのが非常に重要になっているかと思えます。

ニュース、報道を見ながら、北九州市で同じことがあった場合、どのような対応をすべきかというのは危機管理室内でも、危機管理監をはじめ毎日議論をしているところでございます。こういった事例といたら非常に言葉は失礼ですけれども、踏まえながら、北九州市で何ができるかは引き続き検討してまいりたいと思っています。以上です。

○副主査（泉日出夫君） 指導課長。

○指導課長 東宝ホームが建築中のマンションということで、令和5年度中に調べてみましたけれども、一件もございませんでした。ただ、既に建っている建物としましては、ボン・ジョーノ3棟とほかに2棟ございましたけれども、今の段階では天井を剥がしてみないと状況が分かりませんので、どういった施工になっているかは確認が取れておりません。以上でございます。

○副主査（泉日出夫君） 出口委員。

○委員（出口成信君） 分団ですね、消防団ですけれども、今八幡西は警察官とやりましょうということだったんですけど、小倉北もそれでやりましょうということになっているということではないですかね。

○副主査（泉日出夫君） 消防団課長。

○消防団課長 小倉北消防団にあっては、今年度は、同行はない状態での訪問と聞いております。

○副主査（泉日出夫君） 出口委員。

○委員（出口成信君） ぜひ働きかけて、警察官と一緒に同行訪問をよろしく願いいたします。要望します。

それと、駐車場の問題は、分団が苦慮しないように意見も聞きながら進めていきたいということなので、ぜひその方向でよろしく願いいたします。

能登豪雨の件は、能登の問題なので分からないということなんですね。しかし、何度も何度

も土砂崩れで潰れて亡くなったとか、流されたとか、ずっと聞いているわけですね。先ほども科学的根拠はという話になったときに、県が出す科学的な根拠は最大限のというんですが、もう最大限が違ってきているんですね。北九州市でも、線状降水帯があれだけ居座って、爆発的な豪雨になってくるといことは、地球温暖化がもうどんどん進んでいますので、考えられないことはないということなので、やはり科学的根拠、科学的な基準自体がもう変わってきているんだと思います。絶対に、土砂崩れで家が押し潰されたところに人がいたなんていうことがないように、避難所に避難してくださいという場合に、被害がない場合に文句言われるということもあるかもしれませんが、そういうことにどうかめげずに、いち早い避難を指示していただきたいと思います。

そして、シティガーデンBONJONOの問題です。

これはそういう物件があれば調査しますと言っているんだけど、結局は外から見て分からないので、そういう物件はなかったという判断ですね。

○副主査（泉日出夫君） 指導課長。

○指導課長 既に建っている建物については、確認が取れないということでございます。

○副主査（泉日出夫君） 出口委員。

○委員（出口成信君） これ確認を取ったときには、どうしたかといったら、中からファンをのけるんですよ。ファンをのけて、中からのぞいたら、フレキシブルダクトが見えるんです。フレキシブルダクトの場合は、天井を剥がさなくても分かるんです。要するにスパイラルダクトという、内側が滑らかにできているダクトと、蛇腹のようにフレキシブルで曲げられるダクトと、それが中からファンをのければ分かるんですね。そういう調査もやっていただきたいなと思うんです。

なぜそういうことを私がしつこく聞いているかという、これ今住人と係争中なんですね。裁判が起きています。3月18日に第1回の反論裁判があったんですけど、この席で、もう裁判は起きていますので、名前出してもいいと思いますけど、建築事業者の赤尾組、この代理人が、今回の北九州市による東宝ホームへの行政指導についてどのように証言しているか御存じでしょうか。先ほども説明しましたけれども、ちゅう房設備の排気ダクトの施工不備、また、ちゅう房設備の排気ダクトの形状の不適合といった、北九州市火災予防条例に違反した施工に対して、代理人は、建築に当たって居住者の住環境の快適さを損なうにとどまるかしで、建物としての基本的安全性を損なうかしには該当しないと、そういう主張をしています。なぜなら、広島市や大阪市ではフレキシブルダクトは違反ではないと。北九州市の消防局がフレキシブルダクトの利用を制限するのは過剰な規制というべきで、消防法施行令第5条の3に反し無効であるというべきだと。そもそもジョイント部分にフレキシブルダクトを使用した建築物は全国に大量に存在していて、規制のない広島市でも大阪市でも、この問題を原因とする火災の発生はないと。個人の住宅のジョイント部分でのフレキシブルダクトの使用を禁止する火災予防上の

必要性がそもそもないか、あるいはその必要性が低いことを意味することになるという主張ですけれども、行政指導を行った消防局として、この赤尾組の主張についての見解を伺います。

○副主査（泉日出夫君） 指導課長。

○指導課長 この火災予防条例に規定しておりますちゅう房ダクトの規定に関しましては、本市独自のものではございませんで、総務省消防庁が火災予防条例の例として定めておりまして、全国に対して通知をしているものでございます。大都市の聞き取りを行いましたけれども、約8割の消防本部が本市と同様の規定を使っている状況でございます。

自治体によりましては、委員がおっしゃいましたように、曲がり部分の施工ですとか、設置が困難な場所につきましては、フレキシブルダクトの使用を認めているというところも聞いておりますけれども、火災発生の原因となる油分を清掃でダクトから除去しやすくするためには、必要な規定であると考えております。以上でございます。

○副主査（泉日出夫君） 出口委員。

○委員（出口成信君） 東宝ホームのこの施工ですけれども、ダクトの設計図書にはスパイラルダクトと記載をしているんですね。これを勝手に変更して、ばれると開き直るという、本当にこういうやり方は許せない。そして、この業者の言い分で、北九州市の消防局はこれまでフレキシブルダクトの利用を黙認してきた。久保建築設計は共同住宅案件も多数手がけているけれども、一般家庭用のちゅう房設備としてフレキシブルダクトが利用されている状況に対して、これまで北九州市の消防局から指導されたことがないという主張を行っているんですけど、それへの見解を伺います。

○副主査（泉日出夫君） 指導課長。

○指導課長 久保建築設計と赤尾組に対しましては、令和4年1月に直接面会いたしまして、施工状況の聞き取りを行っております。このときに、フレキシブルダクトの施工を確認しておりますので、火災予防条例に違反しているということをお伝えしております。

また、ちゅう房ダクトの規定につきましては、平成5年1月1日から施行しているものでして、これまでも確認申請の際に、内面が滑らかなもの、スパイラルダクトでないと認めないということで、これまでも同じように指導しているところでございます。

○副主査（泉日出夫君） 出口委員。

○委員（出口成信君） ということは、赤尾組が主張しているこの主張は当たらないと、今まで黙認してきたというようなこともないし、火災予防条例に違反しているという認識でよろしいですね。

○副主査（泉日出夫君） 指導課長。

○指導課長 違反しているということでちゃんとお伝えしております。

○副主査（泉日出夫君） 出口委員。

○委員（出口成信君） そして、もう一つ、先ほどのように黙認してきたと、これまでフレキシ

ブルダクトを指導されたこともないという主張は虚偽であるという認識でよろしいですね。

○副主査（泉日出夫君） 指導課長。

○指導課長 はい、これまでもきちんと指導しているところでございます。

○副主査（泉日出夫君） 出口委員。

○委員（出口成信君） よく分かりました。以上で終わります。

○副主査（泉日出夫君） ここで主査に交代します。

（副主査と主査が交代）

○主査（出口成信君） ほかに質疑はありませんか。西田委員。

○委員（西田一君） まず、令和5年度の地域主体の避難所運営の実績について伺います。

避難所が運営されないことが一番いいんですが、令和5年度についてどういった状況で、どういった箇所が何日間とか、延べの地域の方が何人出られたとか、そこに幾ら経費はかかったかっていうのを具体的に教えてください。

それと、小児救急医療体制について伺います。

我が市は、エガリテ大手前の次世代育成環境ランキングで政令市中、常に1位をキープしているわけですが、その中での特に高評価を得ているのが小児医療体制の充実なんですね。八幡病院をはじめとする病院が数多くあるということで評価されているんですが、先日、医師会の先生とお話する機会を得て、お伺いしたところ、やっぱりどうしても八幡病院に特に夜間小児救急が集中しているということで、スタッフの皆さんが非常に疲弊しているということをお伺いしました。もう一つ、小児科の権威であられた市川先生がお亡くなりになって、おられなくなったということで、市川先生を慕ってお集まりになってこられる小児科医をはじめとするスタッフが、カリスマがいなくなって、今後、集まってこない可能性もあるということで、小児救急医療体制に関して非常に危惧をしていると。私もびっくりしたんですが、そういう状況がある中で、夜間の小児救急に関しては、お母さんがどうしたらいいか分かんないということもあるんでしょう、言葉は申し訳ないんだけど、半ばコンビニ受診的な感じで救急車を呼んでいるんじゃないかなと、それが結局しわ寄せが八幡病院に行っているんじゃないかというようなことが考えられますが、根本的には、病院を所管する保健福祉局の課題ではあるんですが、あえて救急ということに関連して消防局の見解を伺いたいと思います。

それと、私も、すいません、これ事前にお話ししてなかったけど、ボン・ジョーノの件、今出口委員との応答を聞いていたら、業者が完全に開き直っていると。しかも、設計会社は市の案件も相当これまでやっているんじゃないですか。僕は本当にその開き直りが許せない。ちなみに、伺いたいのが、火災予防条例は罰則はないのか。罰則も考えないといけないんじゃないですか、見解を伺います。

○主査（出口成信君） 救急課長。

○救急課長 小児救急医療体制についてお答えいたします。

昨年、一昨年と、保健福祉局と一緒に病院と意見交換を行いまして、その現状については把握しております。

その対策といたしましては、すぐに病院を受診するのではなく、まずはかかりつけの病院に相談する、また、救急車を呼ぶかどうか迷ったとき、保健福祉局が行っておりますテレホンセンター522-9999、または#8000番に電話をして、それで電話するよう、あらゆる機会を捉えて広報を行うこととしております。

また、子ども家庭局と連携いたしまして、年に18回、小さいお子さんがいる親を対象に救急教室を開催しております。ここで救急医療に対する正しい知識を身につけていただきまして、夜間のコンビニ受診を抑制したいと、そのように考えております。以上でございます。

○主査（出口成信君） 防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 地域と連携した避難所開設運営事業について御説明をさせていただきます。

令和5年度、この事業に御協力いただいた校区としては35校区ございます。実際に避難所として、長雨と台風のときに開設しているんですけども、時間は正確に全ての市民センターが同じというわけではなく、避難者がいる時間に開けているものですから、延べの日にちとしては140日開設をさせていただいております。それで、決算の額ですけども、この事業については760万円、地域に対してお支払いをしております。以上です。

○主査（出口成信君） 指導課長。

○指導課長 排気ダクトの違反に対しまして、罰則を設けてはどうかということに対してお答えいたします。

排気ダクトの規定は、消防法の規定で条例に委任されたものになります。消防法の規定には、排気ダクトに関して根拠となる罰則の定めがないために、条例に罰則を設けることはできないとされております。

○主査（出口成信君） 西田委員。

○委員（西田一君） まず、避難所運営について、決算額が760万円ということでした。私は、機会があれば常に発言させていただいているんですが、実は先日の大雨のときも、私の校区、地元の市民センターは避難所を開設して、実際に避難された方が7、8名おられて、私も町内会長として避難所運営に携わったんですが、結局まち協であったり自治会の役員さん、町内会長さんたちが交代で来られるんですよね。従来から申し上げているとおり、行政はいろんな課題に係る事業を地域にお任せするわけです。地域の担い手、例えば市の事業というのは保健福祉局もあれば、子ども家庭局もあれば、総務市民局もあれば、都市ブランド創造局もあるのかな、いろんな局にまたがる中で、それぞれの事業が地域に下ろされてくるわけですね。

例えば改善策として、地域総括補助金とか、若干緩やかになったんだけど、結局担い手はほぼ同じ顔ぶれなんです。ほぼ同じ顔ぶれということは、例えば町内会長でいくともう70代、80

代、ほとんど後期高齢者です。避難してくる方も後期高齢者で、運営するほうも後期高齢者。これじゃあ、皆さん慣れていらっしゃるけど、地域の次の担い手の人は、こんなこともしないといけないのかというマイナスイメージが当然生まれるわけです。

ただ、地域運営はメリットもあって、避難されてくる方と運営している側が顔なじみの場合もあるし、すぐなじむ、これはもう避難者にとっての安心感は格段の違いだろうと思います。

私が嫌らしい見方をしてしまうのが、地域に任せることによって、市の職員が直接避難所運営するよりも行革になるんじゃないかというような魂胆があるんじゃないかと嫌らしい考えを持ってしまうわけです。そういうことは絶対ありませんと、決算額でどうにかうまく説明してもらえませんか。だから、要は市の職員が避難所運営した場合は、例えば時間外勤務とか特殊業務手当とか分かんないですよ、いや、そうじゃないんですよ、例えばむしろ地域運営のほうにお金がかかっているんですよとか、具体的に説明いただけますか。

○主査（出口成信君） 防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 まずは、西田委員から次の担い手、危機管理室ですので、防災についてはもう本当に一番の課題だと思っています。避難所を運営する方も高齢者であることは、私も避難所に行けばその姿を見ていますし、次の担い手になってくれる方をどう育てていくのかというのは一番の課題であります。

先ほど行革のお話をいただきましたけど、先ほども申しましたけども、決算額としては760万円お支払いします。これ一概には言えないんですけども、市の職員が出た場合を計算したら650万円、令和5年は36億円だったので、計算したら650万円なので、地域にお支払いしている金額のほうが高くなっているというのは事実でございます。

とはいえ、この事業の一番のメリットは、委員が先ほど言われましたように、顔なじみで避難しやすい。よく聞く話は、市の職員だと誰か分からなくて、何か冷たい感じがするとかという話も聞いたことはあるので、その辺のメリットがあるということ。

それから、本当のメリットは、今は北九州市で起きる災害というのは非常に短期間、1日、2日程度ですけれども、これが長期化することで、実際に避難所を長期間運営するときに、避難所の運営ノウハウを持っているということは非常に市の財産だと思っています。

ですので、引き続きこの事業については続けていってまいりたいと思いますし、いろいろ御要望もいただいているところなので、これが最終形ではないと考えております。なので、また事業を見直ししながら進めていきたいと考えております。

○主査（出口成信君） 西田委員。

○委員（西田一君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。決して市政変革、行革目的じゃないということを今御説明いただいたんで、承知しました。

すいません、これ特定の避難所、特定の職員のことを決して言わないんで、犯人捜しみたいなことはしないでいただきたいんですが、私もそういう豪雨とかの状況のときは、地元の避難

所を幾つか回らせてもらうんですが、1か所、ある避難所で、今課長がまさに御説明されたような状況で、お一人だけ女性が避難されていて、その方が畳の上でずっと座ってスマホを見ていたんですが、畳とはいえ、下は硬いでしょうと。その上で座ったり寝たりするのはおつらいでしょうということで、確かにそこはつらいよねということになって、そこは市の職員が来ていたんですが。要するに市の職員と避難者は結構距離があって、そういう気配りというのが、たまたまなんでしょうけど、できていなかった。私がお願いして、慌ててタオルケット数枚を取りあえず持ってくるようにはなったけど、あれ、ここは銀色の折り畳みのマットはないのかなとも思ったし、上手にそういった改善というか、避難者に対する配慮とか、寄り添いっていうのは徹底していただきたいなと思います。

小児救急医療体制、これはもう本当に死守しないとイケない。北九州市の強みでもありますし、保健福祉局が主にやるべきことではあるんですが、市民への啓発ですよ、皆さんがきちっとそういった課題に寄り添っているんだと、課題に真剣に向き合ってくれているんだっていうことを、八幡病院をはじめスタッフと皆さんにお伝えするだけでも精神的に少しは違うのかなと思いますんで、市民に対する啓発、それから、皆さんがそこを真剣に課題を少しでも解決しようとしている姿は、ぜひ八幡病院をはじめ小児医療のスタッフにお伝えできるように努力していただきたいと思います。

それと、ボン・ジョーノの件なんですけど、多分罰則がないからそうやって裁判でも開き直ったことを言っているんでしょうけど、別に罰則がなかったって、ボン・ジョーノに限ってそういう違反をたまたましていたとは到底思えないわけですよ。施工中の案件に関しては確かにそうやって見えますから確認できるんでしょうけど、僕は過去にもいろんなところであっているんじゃないかと。まさに市民の命を守る、安全を守る消防局ですから、そこは性悪説で対応すべきじゃないですか。だから、抜き打ちで今でも施設に入って、例えば防火扉のそばに物を置いていないとか日常的に多分されているわけでしょう。それってもう性悪説じゃないですか、言葉はちょっと厳しいけど。そういう業者に対して、別に罰則がなくても、例えば市のホームページであったり市政だよりで、東宝ホームが今回こういう違反しましたと、してましたと、だから、市民の皆さん、東宝ホームの物件にお住まいの皆さんはダクトを御確認くださいと、目視できますと、そんなに床全部引っ剥がして確認しなきゃいけないほどのことじゃないですと、きちっとそれは市民に対して知らせるべきです。それはもう責任ですよ。許せないじゃないですか、なめられているんですよ。これ絶対やってください。なめられとうやないですか。見解を伺います。

○主査（出口成信君） 指導課長。

○指導課長 消防局としましては、今後、何ができるか、考えてまいりたいと思います。

○主査（出口成信君） 西田委員。

○委員（西田一君） これは絶対、市のいろんな広報媒体を使って、こういったことがありまし

た、東宝ホームの物件を買われてお住まいになっている市民の皆さんはぜひ御確認ください、これは周知をすべきだと、というかしてください。以上です。

○主査（出口成信君） ほかに質疑はありませんか。泉委員。

○委員（泉日出夫君） 私からは、危機管理室に何点かお聞きしたいと思います。

今、西田委員とのやり取りもありましたけども、地域住民が主体となった避難所開設事業ですが、今のやり取りの中で、令和5年度は760万円支払われたということですが、この明細というか、1日幾らという基準を教えてくださいたいのと、受け取る側は誰なのかを教えてくださいたいと思います。

それと、備蓄整備事業についてお聞きしたいと思います。

これは、私は本会議の一般質問でもお聞きしましたが、避難所となる市民センターに災害用備蓄品が送られていると思いますけども、市民センターでは、もうあちこちに備蓄品が保管されている状況があるのではないかと思います。

まず、昨年、2,200万円ほど使って備蓄品の整備をされていると思いますが、令和5年度はどういうものを買われたか、特徴があれば、災害用備蓄品の種類といますか、教えてくださいたいと思います。

○主査（出口成信君） 防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 1点目の地域避難所の件でお答えさせていただきます。

まず、契約対象は、校区のまちづくり協議会が対象になっておりまして、お支払いについてはまちづくり協議会にお渡ししております。

それから、令和5年度の決算のお話ですけれども、まず御協力いただいた校区に対して協力金、これは最初に一括というか、協力いただければお支払金額が10万円と3万円という2種類ございました。この2つの区別ですけれども、10万円のほうは区のみで実施する場合、それから、3万円のほうは市と区が協力してやる場合に分けておりました。それにプラスして、従事した時間に応じて委託料という形でお支払いをしておりました。

2点目、備蓄のお話です。

本会議でも御質問いただきましたけど、東日本大震災、それから、熊本地震を踏まえて、備蓄の品、種類、量もそうなんですけども、非常に増えております。北九州市の考え方とすれば、基本的に生活に不可欠なもの、水、食料、それから、トイレ、この3点は毎年購入をしています。

まず、水と食料については賞味期限がございます。なので、5年に分けて買っています。となると5年後には、正確には4年後には賞味期限が近づいてくるものがあるので、そちらを新たに購入して、賞味期限が短くなったものは1回よける仕組みにしておりますので、それは毎年更新しているものです。

それプラス、やはり災害のニーズも合わせて、要配慮者というか、女性の生理用品だとか、

子供のおむつ、大人のおむつ、そういったものも予算に余裕がある場合には購入して備蓄しているところがございます。

○主査（出口成信君） 泉委員。

○委員（泉日出夫君） まず、地域の避難所運営事業の委託金の受皿といいますか、まち協であるということが分かりました。金額も10万円、3万円ですが、いただいたまち協のその費用の使い方などは何らかの指導があったのでしょうか。

○主査（出口成信君） 防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 こちらから細かくは使い道については、もうお支払いしているものですが、ただ私どもの趣旨としましては、まずは地域に必要な備蓄品を購入していただくことですが、地域によって必要なものが違います。例えば高齢者がたくさんいるところは、簡易のベッドが欲しいとか、聞いたことがあるのは枕が欲しいとか、そういったものを御購入いただく、または従事された方に少しでも、夜通しやっていたくので支援的なものができればと思っております。以上です。

○主査（出口成信君） 泉委員。

○委員（泉日出夫君） 思いはすごく分かります。ただ、昨年度、こんな声が聞こえました。校区によっては、夜間従事した方に幾らという金額を渡してお願いをしていると。一方、ほかの校区ではそういうものは一切ないと。あんたのこの校区いいねって、そんな話が実はあって、これ自体が中身の校区での使い道というか、問題があるなど思っていたんですが、これが今年度なくなりましたね。なくなりましたけれども、昨年、そういうふうな形で校区のほうで役員さんが、夜間従事した人や、あとは夜食などを買ったとかかってしていたんですけども、この8月の台風のときに開設された地域の避難所で、役員さんたちが夜間従事する人に対して夜食であったりとか、少し手当を渡したりといったようなことを考えないといけないといったようなことが話し合われている地域もございました。そういう意味では、本当にこの夜間を運営する避難所に係る費用といいますか、先ほど西田委員とのやり取りの中で、職員を送れば650万円、地域で運営してもらったら760万円なんで、決して変革ということにはならないと、そこに当たってはいないということでありましたが、今年度はその予算はなくなっています。しかし、実際は、地域で運営されている役員さん方は、夜間頑張っている方に何とかその思いに答えてやりたいということで、やはりお金を使っているわけですね。その辺の実態をぜひ把握していただきたいということをまず要望したいと思います。

それと、あと備蓄品の関係ですけども、様々な種類の備蓄品が今開発があって、毎年のように新しいものが出てきておりまして、確かに飲物であるとか食べ物であるとかというのは保管期間というのがあって、入替えなどがあるんでしょうけれども、ばらばらに保管をされているということに問題があると思います。

さらに、この地域の住民の方の協力をいただいた避難所を運営しようと思えば、誰もが一目

で分かるような、いわゆる保管庫まではいかないとしても、保管の仕方とか、このように保管スペースをつくって、確かに市民センターっていうのは築年数も違いますし、間取りもそれぞれに違いますから、空いたスペースにばらばらに保管してしまっているというのが現状かもしれないけども、やはり一目で見える保管の仕方、管理、そして、運営、先ほども西田委員が言われましたけども、実際に避難されている方が畳の部屋で安心して避難できないような状況の中で、毛布を追加で出すとかなんとかっていうことも含めて、どこに何があるかということが正確に分かっていないと、地域の方も対応できないんですよね。そういう意味では、そういうマニュアルを早急につくるべきだと思いますが、このことについての見解を聞かせてください。

○主査（出口成信君） 防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 備蓄の保管についてです。

市民センターを幾つか確認したところ、やはりいろいろなパターンがあるなど。倉庫が大きいところは1か所に入るんですけども、どうしても倉庫が小さくて、委員御説明のとおり、いろいろなものが今市民センターにありますので、備蓄品が外に出たりしている状況は理解しております。

こちらについては、狭くても工夫しながらやっているところもありますので、その事例も踏まえて、備蓄の保管、それから、要は運営と言われた市民への配慮というところも含めて、マニュアルというのは、今後、そういう方向でつくるように検討してまいりたいと考えております。以上です。

○主査（出口成信君） 泉委員。

○委員（泉日出夫君） ぜひお願いします。確かにセンターの館長や地域の役員さんによっては、本当に細かく保管されている地域もあるんですね。一方、これもあれですけど、職員ですら何がどこにあるか分からないというセンターもあるんです。そう意味では、まず、しっかり状況を把握していただいて、ぜひマニュアルをつくっていただきますよう強く要望いたします。私からは終わります。

○主査（出口成信君） ほかにありませんか。森本委員。

○委員（森本由美君） それぞれにお伺いしたいと思います。

まず、消防局なんですけれども、調査によりますと、昨年度の出動件数が6万3,061件となっております。この中で、本来だったら救急車を呼ばなくてもいいっていう事例はどのくらいあるのか。内訳がいろいろあるんですけれども、一般負傷だけじゃなくてその他っていうのが5,288件あるので、不適切な利用がどのくらいあったか、教えていただきたいと思います。それと、増えているのかどうか。

それと、危機管理室には数点お伺いしたいと思います。

ほかの委員とテーマはダブっておりますが、まず、個別避難計画の作成の件で406万円ということになっております。要支援の対象者は647人、そのうち475人が策定をされている、それと、

要支援者っていうのが身体で要介護3以上の要件があります。それと、地理的要件で警戒区域に居住している方、除外要件というところで健常者が同居している人ってなっているんですけども、私もこれを聞くまでこんなに細かく決まっているって分からないので、例えば障害者のお子さんを持っている方とか、自分もこれに該当するのにつくってもらえていないとか、そういうそごが生じているのではないかなと思っております。対象者に対しては既にこういう必要があるということを連絡とかして、その対象者の方が分かっているのかっていうことをお伺いしたいと思います。

それと、地域と連携した避難所開設運営事業ということで、泉委員からもお話がありました。私の地元の地域では、ベッドの利用がなかなか難しいから避難しないという方もいらっしゃるんです。昨年度、いろんな災害があつて、その後総括をされていると思うんですけども、実際ベッドの利用というのは、必要な市民センター、希望する市民センターに置いている、あとは各区役所、それと業者にも必要なときには供給できるようにということで、それは安心をしたんですけども、昨年度、実際そのように使われたのか。例えば高齢者が、先ほどお話があったように7名来ている場合に、ベッドが7名使えるかっていうとそれは難しいということもあると思いますので、適正に必要な方がベッドを利用できるような状態であったのかということ把握しているのか、お伺いしたいと思います。

それと最後に、昨年度、12月17日に西日本総合展示場で防災フェスタがありました。私も案内をぎりぎりにはいただいているのかもしれませんが、早めにいただいていたら見に行つたと思うんですけども、どういうことをされているのか、市がどのように関わっているのか、教えていただきたいと思つています。以上です。

○主査（出口成信君） 救急課長。

○救急課長 救急のことについてお答えいたします。

令和5年の救急件数は6万3,061件、搬送者が5万6,043名となっております。このうち急病が70%、そして、一般負傷が16%と、そのような内訳になっております。傷病の程度については、軽症の割合が昨年は34%、これ全国は47%となっておりますので、北九州市におきましては比較的救急車の適正利用が進んでいると考えております。なお、今年はまだ集計の途中ですが、軽症の搬送は33%となっております。以上でございます。

○主査（出口成信君） 防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 先に、地域と連携した避難所、それから、防災フェスタについてお答えしたいと思います。

ベッドの利用ですけれども、昨年、ベッドを出したというお話というか、情報はこちらには入ってきておりません。ただ、毎年区役所では、避難所の運営従事者に対して研修を行つております。その中でも、高齢者、それが要配慮の方が来られるということはず認識してもらつて、ベッドが必要な場合は市民センターにあるものを使う、それから、ない場合は区役所に要

請するというような研修を毎年行っておりますので、必要な場合には供給できる体制を取っております。

それから、防災フェスタなんですけども、昨年12月17日に開催いたしました。基本的なテーマとしては、子供、親子、ふだん防災に御興味がないとか、あまり関心を持たれない方をテーマに実施をしました。ただ、これ自体は市制60周年の記念のイベントとして実施させていただいたこともあって、今年度は実施の予定はないんですけれども、働く車という消防局、それから、警察、自衛隊の車両を持ってきて、まずは災害現場で働く車の様子を見せたりだとか、昨年については、先ほど言った自衛隊、消防、警察等の災害時の訓練も現場で子供たち、親子に見せて、こういった活動をしているかというのを具体的に見せることをやっています。

ブースについては、電気自動車を持ってきて、電気自動車の活用だとか、それから福祉団体にも来ていただいて、避難所における留意点とか、そういったものもブースで御説明いただきました。1日でしたけども、6,000名という多くの方が来ていただいて、非常によいアンケート結果もいただいたところです。以上です。

○主査（出口成信君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 避難行動要支援者の避難支援事業について御説明します。

委員がおっしゃるとおり、現在、市内では647人の避難行動要支援者として認定しております。この事業につきましては、例年4月に、市政だよりにて周知を図っております。また、ホームページでも周知を図っております。該当する方に関しては、直接4月にダイレクトメールを郵送して、該当しておりますという形で連絡しております。以上でございます。

○主査（出口成信君） 森本委員。

○委員（森本由美君） ありがとうございます。救急車の適正利用については、つい最近ですかね、啓発チラシを作られていたので、不適切利用が多くなっているからかなと思ったんですが、今お話を聞いたらそれは減少しているっていうことでよろしいんですかね、日頃の地道な努力のたまものかもしれませんけれども。

啓発のチラシはというふうに配布する予定ですか。ああいうのがあると、やっぱり自分はどうかなって見返すとか、顧みる機会になるかなと思っているんですが、チラシをどういうふうに活用するのかっていうのを教えていただけないでしょうか。

○主査（出口成信君） 救急課長。

○救急課長 救急車の適正利用につきましては、あらゆる機会を通じて広報を行っております。例えば#7119、これは小さい名刺ぐらいの大きさのマグネットを、高齢者のお宅を訪問したり、そういった機会を捉えて配布を行っております。

チラシにつきましては、また、今後、どのように配布していくのか、検討していきたいと思っております。以上でございます。

○主査（出口成信君） 森本委員。

○委員（森本由美君） ありがとうございます。了解しました。

危機管理室の防災の関係なんですけれども、そうすると泉委員が言ったように、市民センターの備品をしっかりと把握するということがまず必要だと思いますが、それに加えて、ちゃんと担当の方が声をかけて、必要なものを提供するというのも必要だと思います。

ベッドの利用については、それが無いから避難しないという方が多いので、一度どういうふうに使われているのかということも、市民センターにアンケート調査というか、そういうのをしてもらえたらどうなのかなど。私も実態を把握したいので、それをお願いしたいと思います。

個別支援計画の作成については、該当者には郵送で通知をしているということで安心いたしました。もし自分が危険地域にいて、該当するか分からない人は問合せもしないということもあるかもしれませんが、そういうのを分かるように市政だよりでもされているとは思いますが、今個別支援計画というのはかなり力を入れて、全国的にもされていますので、そういうものを行っているんだよってということも知らせたり、問合せ先とか相談先っていうのも自分はどうかしらって、ハザードマップを見れば分かるって私たち議員、職員は分かっていますけれども、一般の方はそういうものもぴんとこなかったりするんで、そういうものも分かりやすく関係した情報を提供してあげるといいんじゃないかなと思います。ホームページでもSNSでも機会があったら、そういったことっていうのは可能なのか、そういうことも必要ではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○主査（出口成信君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 この計画も非常に重要なことだと考えておりますので、あらゆる機会を通じて情報発信して、市民の皆さんに周知できるように対応していきたいと思っております。以上です。

○主査（出口成信君） 森本委員。

○委員（森本由美君） よろしくお願ひいたします。特に高齢者もそうですけど、障害者の方も心配されていますので、ぜひ障害者のいろんなイベントとか、そういう行事のときにもお声かけとか、何か啓発チラシみたいなものを配っていただけるとありがたいなと思います。

最後に、1点なんですけど、防災フェスタは毎年やっているのではなくて、60周年で予算があったから行ったということなんですか。とてもいいイベントなので、私も1度行きたいと思って、今年あるのかなと思っていたんですが。たしか一昨年もやっていたと思うんですね、私ネットで調べたんですけど、急になくなったんですか。いや、こういうイベントってしていただきたいなと思ったので、小規模でもいいから何かしないのかなと思ったので、お聞きをいたしました。

○主査（出口成信君） 防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 2年前に1度、規模は小さかったんですけど実施しております。基本的には、前回大規模にやったときは、市制55周年のときで、決まっているわけではないんですけ

ど、5年に1回やっております。

昨年、私も実際に携わってみて、非常に多くの方が来られて、皆さんが非常に防災に関心を持っていただいたというのはメリットがあると思います。毎年できるかは、予算がつくようであれば、タイミングを見計らって、大規模、小規模に関わらず実施は検討してまいりたいと思います。以上です。

○主査（出口成信君） 森本委員。

○委員（森本由美君） ありがとうございます。ぜひ小規模でもいいので、開催できるように予算要望していただければなということをお願いして終わりたいと思います。

○主査（出口成信君） 12時を過ぎましたが、ほかに質疑はありますか。お一人だけですね。三原委員。

○委員（三原朝利君） 1点だけお聞かせください。

いろんな災害が起こるという予測ですね、台風であったり、大雨であったりという中で、それを事前に予測した上で、物事を止めるということが非常に大変だけれども、大事なことだと思います。具体的には、市の管轄でいうとごみの収集であったり、いろんな施設の休館であったり、そしてまた、行事の中止、小学校、中学校、そして、保育園をどうするのかという、こういうものを早めに判断をして止める、もちろん大変難しい判断だと思います。そんな中で、例えば学校だったら一応教育委員会で発令されると思うんですけども、改めて私は、決算ですので、ちょっとずれるかもしれませんが、この前の台風のときに、小学校、中学校、そして、保育園も早めの判断がされたら、これは非常に英断であったなと思います。いろんな意見があったとしても北九州市は早めの判断をした。そして、それ以外のごみ収集であったり、いろんな情報も早め早めに対応できたのかなと、すばらしいことだなと思いました。

そんな中で、各局の判断だと思いますけれども、情報統合して、指令を出していく、そういう状況にあるのか、その危機管理室の位置づけというものを教えていただけたらなと思います。

○主査（出口成信君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 まず、避難情報等の発令について、これに伴いましての各市のイベントなどについてのお問合せです。

委員がおっしゃるとおり、まず、学校の休校ですとか、各種のイベント、これのやる、やらないの判断は各部署が行っております。ただ、そのことについて、例えば台風が接近しているとき、あるいは大雨のときなどに関しましては、我々のところに今後の気象の情報、どのようになっているんだという問合せは非常に多くあります。

そこで、我々としてどういった判断をしているかなんですけども、我々としましては非常に气象台と連携しております。人事交流で气象台から来ている職員がいて、我々も職員を气象台に送っております。そういう形で、恐らくなんですけれども、政令市で一番情報量はあります。その中で、科学的根拠に基づいて、あとは地域防災計画に基づいた判断を行っております。

そういう形で、恐らく非常に精度の高いというか、判断をしているとは思っております。

ただ、自然が相手のことですので、当然外れるというか、ちょっとずれることも、遅い早いというのを感じられることもあるかもしれませんが、そういう形で恐らく最高精度の形での対応はしていると思います。その情報を各局に流して、休校ですとか、イベントをやるやらないの判断がなされていることだと思っております。以上です。

○主査（出口成信君） 三原委員。

○委員（三原朝利君） ありがとうございます。もう情報収集能力が最高レベルにあるということで、本当に物事を止めるということが非常に厳しいというか、難しい判断がある中でも、多分危機管理室の皆さんの情報というのが大きな一手になると思います。予報が外れることもあるかもしれませんが、やはり予防を行うという重要性があると思いますので、ぜひ皆さんさらにそういう精度を上げて、ある意味そういう迷っているときの後押しをしてあげる、市民の安心を守るために、今後も御尽力いただけたらなと思います。以上で終わります。

○主査（出口成信君） 危機管理室長。

○危機管理室長 先ほどの説明の中で、歳出で災害救助基金の積立金、災害救助基金の利子のところを不用額4万円のところを誤って5万円と説明しておりました。正しくは4万円でございます。訂正させていただきます。

○主査（出口成信君） ほかになければ、以上で本日の議案の審査を終わります。

次回は9月30日月曜日の午後1時から、第6委員会室で市長質疑を行います。ついては、質疑項目を本日の午後4時までに事務局へ提出されるようにお願いします。

本日は以上で閉会します。

令和5年度決算特別委員会 第3分科会 主査 出口成信 ㊦
副主査 泉 日出夫 ㊦